

2014年4月5日

「いじめ対策の現状と課題」小西洋之参議院議員への報告書

NPO 法人ジェントルハートプロジェクト 小森美登里

1. 私は、NPO法人ジェントルハートプロジェクト理事として、先月27日にその講演回数は1,000回目を迎えました。講演の約8割が学校と教員が対象ですので、現場の声を直接聞く機会に大変多く恵まれた立場と言えます。法律施行後も多くの先生方から、この法律に対する戸惑いや、その現状を伺いましたのでご報告致します。

実は、大変残念なことですが、法律や国の基本方針の内容を正しく学んでもいない教員が圧倒的に多いというのが私の実感です。

一方で、多くの教員が法律を理解する意欲的な姿勢を持っているとは思えず、その結果この法律の意味すら理解されていけませんので、現場は何をやって良いのか全く想像がつかないと、非常に戸惑っている状況です。

さらに、そもそも多くの教員にいじめに対する理解がされておらず、対応能力が身につけていません。その理由としては、教員にいじめの研修が徹底されていないことにあると思います。

2. その様な中、学校で、いじめ防止対策推進法22条のいじめ対策委員会を立ち上げる訳ですから、学校の実情に応じた新たな発想も思い浮かばず、肝心な予防策も、今まで効果の無かった事を再度焼き直すことや、市や県が作った指針に添ったものをたたき台としてとりあえず作り、「いじめの情報は抱え込まずに共有しましょう」というアピール程度に限られてしまう事が想像されます。

3. これを機能させるためには、多くの教員がいじめ対策委員会に関わり、勉強するという事が重要です。しかし、現状では、委員会の構成メンバーが管理職に偏っており「管理職だけで作ります」と明言された校長先生もいらっしゃいました。これでは、学級担任や教科担任、また初任の先生の参加が出来ません。

委員会への参加を経験することで、いじめ問題についての理解を深め、対応能力を向上することが出来るようになる訳ですから、全ての教員が委員会への参加を経験することが必要です。特に、SNSを利用して行われる現在のいじめ対応は、若い先生達の参加が不可欠です。若い先生から管理職が教わるという姿勢が無ければ、いじめ問題を学び予防対策を立てるといった基本が確立されないでしょう。

4. さらに、あらゆる教員の参加は教員間がいじめ対策における同僚性を培います。子どもたちのそばでいじめを発見出来、相談を受け生の声を聞ける学級担任や教科担任が参加する組織になって初めて、いじめを発見した全ての教員がクラス担任制の縦割りを超えて、委員会へ報告する事が実現されるようになると考えます。

5. 法律施行後も、このように法律や基本方針の意図をあえて曲解させたり、さらには、自死事件のアンケート情報を学校がコントロールするという問題が山形県天童市他で起きており、法律の理念は理解されていません。真に、子どもの心と命を守る為の法律として機能させて頂くことを心より願っております。